

別紙様式1（別紙）

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	企画管理部行政経営課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項3</p> <p>(項目) 指定管理料金決定時の事業計画の妥当性検討</p> <p>(指摘内容) 指定管理候補者選定資料の閲覧等を実施した結果、指定管理料の根拠となる事業計画と過去実績との比較検討が行われていなかつた。 行政経営課においては、指定管理料を決定する際に事業計画と過去実績との比較や過去実績の内容検討を行うよう施設所管課に指導する必要がある。</p>
措置状況	<p>これまで、指定管理期間満了年度においては、施設所管課及び指定管理者による「指定管理者による公の施設の管理状況に関する評価表」を通じて、過去の実績を総括的に評価することで、今後の課題を明確にし、より充実した指定管理者制度の運営に役立ててきたところである。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、この評価表において事業計画と過去実績の比較検討を行えるように様式を修正したところであり、今後は施設所管課に対して適切に検討するよう周知してまいりたい。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式1（別紙）

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	企画管理部文化国際課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項 10</p> <p>(項目) 閉館時間の変更申請漏れ</p> <p>(指摘内容)</p> <p>当施設は、富山市富山南総合公園文化体育施設条例で開館時間が21時までと定められているが、指定管理者は利用予約が無い日の開館時間を17時に短縮していた。なお、条例第2条の4では「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる」とされているが、指定管理者は承認申請を行っていなかった。</p> <p>施設所管課においては、条例に定める開館時間を変更する場合は、事前に市長の承認を得るよう指定管理者に指導する必要がある。</p>
措置状況	利用予約が無い日には、事前に条例に定める開館時間の変更を申請するよう、指定管理者に指導した。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式1（別紙）

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	企画管理部文化国際課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項 10</p> <p>(項目) 閉館時間の変更申請漏れ</p> <p>(指摘内容)</p> <p>当施設は、富山市芸術文化ホール条例で開館時間が22時までと定められているが、指定管理者はイベントが無い日は開館時間を19時までに短縮していた。なお、条例第3条の4では、「指定管理者は、特に必要があると認めるとときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができる」とされているが、指定管理者は承認申請を行っていなかった。</p> <p>施設所管課においては、条例に定める開館時間を変更する場合は、事前に市長の承認を得るよう指定管理者に指導する必要がある。</p>
措置状況	<p>催事が無い日には、事前に条例に定める開館時間の変更を申請するよう、指定管理者に指導した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式1（別紙）

令和4年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	福祉保健部長寿福祉課 (対象施設：富山市南老人福祉センター)
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>当施設の会議室は条例で使用料金が設定されているが、現在はバンパー遊技台が3台設置されており会議に利用できなくなっている。なお、会議室は過去5年以上使用料が発生しておらず、長期間本来の目的（会議）で使用されていないと推察される。</p> <p>施設所管課においては、会議室の利用実態や利用者ニーズを検討したうえで、本来の目的で使用するための現状復旧や施設機能の見直し（条例の改正）等の対応を行う必要がある。</p>
措置状況	<p>現在の利用実態については、ご指摘のとおり、利用者のニーズに応え、バンパー遊技台を設置している。ただし、バンパー遊技台については簡易設置であり、移動が可能であることから、必要時には会議室として利用できる形態としている。</p> <p>過去には同室において、富山市老人福祉センター条例第3条第1号（市内に居住する60歳以上の者及びその付添者）の方々に使用された実績もあり、使用依頼があれば、会議室としての機能は維持している。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

別紙様式 1 (別紙)

令和 4 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	建設部土木事務所建設課
包括外部監査人の指摘事項	<p>指摘事項 10</p> <p>(項目) 閉館時間の変更申請漏れ</p> <p>(指摘内容) 学習館の研修室は、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館条例で開館時間が22時までと定められているが、指定管理者は利用予約が無い日の開館時間を19時に短縮していた。なお、条例第3条の4では「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる」とされているが、指定管理者は承認申請を行っていないかった。 施設所管課においては、条例に定める開館時間を変更する場合は、事前に市長の承認を得るよう指定管理者に指導する必要がある。</p>
措置状況	開館時間の変更につきましては、今後申請漏れがないよう指定管理者に指導しました。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。